

平成 23 年 9 月  
尼 崎 市 長

**尼崎市契約事務における公正な職務執行を確保するための手続等に関する要綱について**

尼崎市では「尼崎市契約事務における公正な職務執行を確保するための手続等に関する要綱」を制定し、平成 23 年 8 月 1 日から施行しています。

この要綱では、事後公表となった最低制限価格又はこれから事後公表となる予定価格などを探ることを目的として本市職員に違法又は不当に働きかける行為などを行った者に対しては、指名停止措置などの措置を講じることを規定しています。したがって、入札参加者がこれらのような不当行為を行ったことが認定されれば、指名停止を講じるのみならず、当該入札書を無効にし、さらに、当該入札で落札し、契約を締結していた場合には当該契約を無効とし、又は解除することもあります。

そこで、業者の皆様には、最低制限価格や予定価格などを探ることを目的として本市職員に違法又は不当に働きかける行為などを行わず、この要綱に抵触することのないようご留意願います。

以 上  
(契約・検査課)